

竹島トピックス

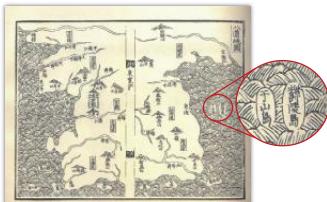
韓国の主張を見てみよう！

韓国の主張の問題点を明らかにする史料の例

韓国の主張その1

韓国の古文献に「于山島」(=竹島)についての記述があり、韓国が昔から竹島を自国の領土として統治してきたことがわかる。

(『韓国の美しい島独島』p.5,6,14,及び15(韓国外交部)に基づく)



【図1】『新增東國輿地勝覽』
「八道総図」(1531年)

『新增東國輿地勝覽』影印本(東国文化社)より
所蔵:島根県竹島資料室

「新增東國輿地勝覽」の「八道総図」(図1)など15世紀~17世紀の朝鮮の古地図の多くで「于山」は鬱陵島より西に描かれており、存在しない島です(竹島は鬱陵島の東側)。図2で紹介する「八道総図」では、「于山」が島を表すではなく四角で囲ま되어おり、地方名として表現されています。

韓国の主張の問題点

韓国が竹島だとする古文献の「于山島」は、鬱陵島か又は存在しない島です。韓国は、文脈や他の文献との関係は無視し、後世の文書の記述を古い文献に当てはめるなど、都合の良いように解釈しています。「于山島」が竹島ではありえないことを示す資料の例は以下のとおりです。



【図2】「八道総図」(17世紀)

『朝鮮古地図帳』より
所蔵:個人蔵

韓国の主張の問題点

卷33の太宗17年2月条(1417年)

赤線内現代語訳(仮訳)

「按撫使金鶴雨が于山島から還り、産物である大竹、水牛が生牛、綿子、榎様木等を献上し、住民3名を連れてきた。その島の人口はおよそ15戸で男女合わせて86人。」

「これだけの住民が住み、大竹が生える島は竹島ではありません。」



【図3】「太宗実錄」

韓国の主張その2

大韓帝国は、勅令第41号(1900年)によって鬱陵島を設置し「鬱陵全島と竹島*『石島』」をその管轄区域とすることを定めた。「石島」とは現代の竹島のことを指し、この勅令により鬱陵島郡守が竹島を管轄するようになった。

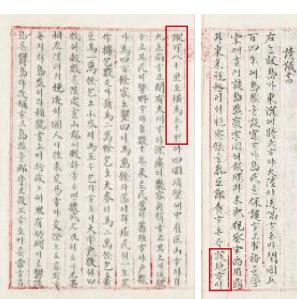
*竹嶼と呼ばれる鬱陵島付近の島。

(『韓国の美しい島独島』p.9及び24(韓国外交部)に基づく)

韓国の主張の問題点

韓国政府は1900年の勅令第41号に記載のある「石島」は竹島であると主張していますが、「石島」が竹島であるという根拠は示されていません。

むしろ、勅令第41号の制定に際し提出された「鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正することに関する請議書」では、該(島)*地方は縦可八十里(※約32km)で横可五十里(※約20km)としています。鬱陵島から約90km離れた竹島はこの範囲外にあり、「石島」が竹島ではないことが明確です。



韓国の主張の問題点

【図4】「鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正することに関する請議書」(1900年)

所蔵:ソウル大学奎章閣

この請議書の作成にあたって参照された調査の記録が記載されている禹元鼎の『鬱島記』(1900年)では、鬱陵島の範囲を「全島長可為七十里(約28km)広可為四十里(約16km)」と記されています。一方、この請議書では、赤線内のようにな「該(島)*地方は縦可八十里(約32km)で横可五十里(約20km)」としています。鬱陵島から約90km離れた竹島はこの範囲外にあり、石島が竹島ではないことが明確にわかります。

*韓国側の記録で「島」が入るものと入らないものがあります。

尖閣諸島トピックス

中国の認識の変遷を見てみよう！

1971年より前の中国の認識

1971年より前、中国は尖閣諸島を日本の領土として扱っていた

中国政府は、1895年の尖閣諸島の日本領への編入から東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され、尖閣諸島に注目が集まつた1970年代に至るまで、実に約75年もの間、国際的に確立された日本による尖閣諸島の領有に、一切の異議を唱えませんでした。1971年6月には、台湾「外交部」が、また、1971年12月に中国外交部が公式に尖閣諸島への領有権を主張するに至りました。

1953年、中国共産党の機関紙である人民日報が発出した論説の中には、琉球諸島は尖閣諸島を含む7つの諸島からなる旨の記載があります。当時、中国共産党として、尖閣諸島は台湾の一部ではなく沖縄の一部であったと認識していたことを示しています。



個人の審議による



第4回の記事に「琉球諸島は尖閣諸島を含む3つの諸島からなる」という記述があります(1952年1月8日付)

1971年を境に中国は地図を改変した

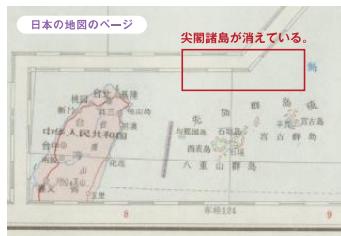
1960年版の中国地図出版社(注:国家測繪総局直属の出版社)の『世界地図集』では、日本の地図のページに尖閣諸島を記載していましたが、1972年版の同じ地図集では、日本の地図のページから消され、代わりに中国の地図のページに新たに「釣魚島」等の記載が追加されました。

1960 年版

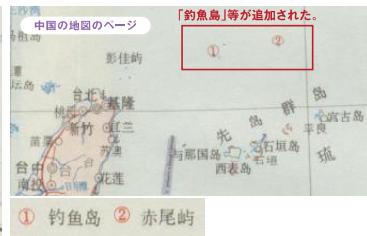


日本の地図のページ中に尖閣諸島を記載

1972年版



日本の地図のページ中から尖閣諸島を削除



中国の地図のページに「釣魚島」等を新たに記載

中国は1971年を境に
地図を改変したんだね。



国際社会の法と秩序を尊重する 日本の対応

北方領土と竹島は、日本の主権が及ぶ領土でありながら管轄権の一部を事实上行使することができます。

また、尖閣諸島は、日本の領土であり、領有権の問題は存在しませんが、周辺海域における情勢が複雑化しています。

国際社会では、国内のように警察に頼ることはできません。原則として、自分の国の利益は自ら守る必要があります。

日本は、憲法によって、国際紛争を解決する手段として戦争や武力の行使に訴えることは認められていません。

現代の国際社会においては、国家間の意見や利益の調整を平和的に行う様々な方法が存在します。

日本は、領土・主権をめぐる情勢について、国際社会の法と秩序を尊重しながら、それぞれの事案の性質に応じて、適切な対応をとるようにしてきました。

では、それが置かれた状況と日本がどのように取り組んでいるか見ていきましょう。

北方領土

領土問題が存在

これまでの経緯

1956年、日ソ共同宣言が署名され、両国間の国交が回復されてから既に60年以上が経過した。この間、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結することにより、我が国が重要な隣国との間に眞の相互理解に基づく安定的な関係を確立するという基本方針を一貫して堅持し粘り強くソ連及びロシアに働きかけてきている。

日本の対応

北方四島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結するとの方針を堅持。



ロシアとは、戦後70年以上も領土問題が解決していないのか。

領土問題が存在

竹島は日本固有の領土であるが、韓国による不法占拠が継続している。日韓間では、1950年・60年代に、口上書を往復し、相互に主張を伝達し合った。日本は、二国間では解決が期待できないため、国際司法裁判所への付託を1954年、1962年、2012年に提案してきた。これに対し、韓国は、提案を拒否している。

国際法にのっとった解決を追求。韓国の不法占拠に対する抗議を継続。



韓国は、裁判に応じようともしないんだね。日本は、国際法にのっとって解決しようとしているのに、意図的に無視しているのか。

尖閣諸島

解決すべき領土問題はそもそも存在しない。

中華人民共和国（中国）は、1971年12月になって初めて、14世紀に遡って歴史的に尖閣諸島を領有してきたと主張。

中国の領有権の主張は、独自の歴史解釈に基づくものであり、国際法上の根拠はない。

中国は、尖閣諸島周辺海域における領海侵入を繰り返し、その頻度は2012年以降急増している。

中国に対し、国際社会の法と秩序を尊重した対応を求めるとともに、国際社会に説明し理解を得る。



中国が尖閣諸島をめぐる独自の主張を始めたのは50年前なんだね。だけど、500年以上も前から領有しているなんて言ってるのか。

最後に—考えてみよう

この巡回展では、北方領土、竹島、尖閣諸島に関する日本の見解を中心に説明してきました。

いざれも、他の国・地域は、日本と異なる主張をしています。みなさんは、これから、この巡回展とは異なる説明を聞いたり、この巡回展での説明を否定する説明を聞くこともあるでしょう。

ぜひ、みなさんが裁判官になったつもりで、どちらの主張が正しいか考えてみて下さい。そして、單にどちらが正しいかだけではなく、意見の違いをどのように克服したらよいかも考えてみましょう。

★ 国際裁判によって領土紛争を解決した例

国際社会においては、国家間の領土に関する争いを国際裁判によって、国際法に基づき平和的に解決した事例が多数存在します。

判決年	事件名	裁判所 (付託根据)	当事国	判決
1928	バルマス島事件	仲裁裁判	米国 対 オランダ	オランダに帰属
1931	クリッバートン島事件	仲裁裁判	メキシコ 対 フランス	フランスに帰属
1933	東部グリーンランド事件	常設 国際司法裁判所 (選択委員会)	デンマーク 対 ノルウェー	デンマークに帰属
1953	マンキエ・エクレオ事件	国際司法裁判所 (特別合意)	フランス／ イギリス	イギリスに帰属
2002	リギタン島・シハタン島 主権事件	国際司法裁判所 (特別合意)	インドネシア／ マレーシア	マレーシアに帰属
2008	ペトラ・プランカ事件	国際司法裁判所 (特別合意)	マレーシア／ シンガポール	シンガポールに帰属 (ただし、ミドルロックスは マレーシアに帰属)

★ 証拠資料を見る際の3つのポイント

国と国との間で領有権に関する主張が対立する場合、自国の主張の正当性を示すため、多くの証拠資料が提示されます。ここでは、そのような証拠資料に対して、自分の目でみて考えるためのいくつかのポイントを示してみます。

ポイント1

資料が示す内容の有効性

示された資料が、国際裁判等において有力な証拠として認められるものといえるか。

ポイント2

○ 有力な証拠と認められ得るもの

<例>

実効的支配を示すもの。例えば、課税、土地の登記、関係法律の制定、狩猟や漁業の管理規制、自然保護区の設定、出入国管理規則、政府の許可を得た個人の活動

✗ 認められる可能性が低いもの

- 自国の古い地図に島が掲載されている。
- 自国の領土から島が肉眼で見える。
- 島の向こうで海の色が変わることがある。
- 政府の要人が島の近くを通った。

ポイント3

資料の信頼性

示された証拠資料が、正確な情報に基づく内容であるといえるか。

ポイント3

資料の解釈の正確性

示された証拠資料に基づいて行われる主張が、証拠資料の正確な解釈に基づくものといえるか。

ポイント3

資料に書かれている内容と導こうとする結論の因果関係が希薄であったり、前後の文脈や他の関連資料などと照合すると適当な解釈と言えない場合などがあります。特に、古地図や古文書の解釈は、判断が難しくなることが多く、専門家の見解が分かれることもあります。